

令和6年
2024年
7月号

ニュースレター

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8階
☎ 03-5224-3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年1回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。

弁護士 今津 泰輝

契約書に関するQ&A

契約書に関して、時々いただくご質問とある。質問について、Q&A形式でご紹介させていただきます。

Q 口約束でも契約になりますか？

A 保証契約など一部の例外を除き、口頭でも契約は成立します。

もともと、口約束の場合、言った言わないの争いになることもしばしばあります。その場合、訴訟等においては、契約の存在を主張する側が、そのことを証拠によって立証しなければならず、口約束を立証することは、録音などが存在する場合を除き、困難であることが多いです。そのため、合意内容の重要性の程度にもよりますが、原則として、口約束ではなく、契約書などの書面等で合意することをお勧めします。

Q 「実際の契約内容は契約書の内容とは異なる」という主張は、裁判所で認められますか？

A 「契約書」 「合意書」 「覚書」などの表題によって、効力に違いはありますか？

A 効力に違いはありません。なお、一般に、当該書面の本文の記載内容次第では、記載されていると解釈されています。

Q 電子契約は印紙税の課税対象とになりますか？

A 印紙税の課税対象ではありません。印紙税の課税対象は、所定の「文書」であるところ、電子ファイ

Q 契約当事者ではない第三者に対して、契約の効力は及びますか？

A 契約が法的拘束力を有するのは、当事者の合意が根拠であるため、契約当事者ではない第三者に対して、契約の効力は及びません。

Q 契約の一方当事者の立場を承継した（契約上の地位の移転、合併、吸収分割、相続など）者に対して、契約の効力は及びます。

時事ニュース／今通常国会で成立した法律・法改正／

令和6年通常国会は6月23日に閉会しましたが、改正政治資金規正法の他にも、次のような法律・法改正などが成立しており、今後、施行されることとなります。

すなわち、①改正育児・介護休業法（所定外労働の制限の対象拡大、子の看護休暇の取得対象・取得事由の拡大、柔軟な働き方を実現するための措置義務など）、②改正雇用保険法（雇用保険の適用対象の拡大など）、③改正民法等（離婚後の共同親権を選択可能など）、④改正出入国管理法等（技能実習制度の廃止、育成就労制度の創設など）、⑤事業性融資の推進等に関する法律（企業価値担保権の創設）、⑥重要経済安保情報保護活用（セキュリティ・クリ

近時実施済み・実施予定の制度改正

近時の実施済み・実施予定の制度改正の中から、多くの企業様・個人の方々に関係すると思われるものを、まとめてご紹介いたします。

◆労働条件明示のルールの変更（本年4月1日）

雇用契約を締結する際、使用者は、法令上、労働条件のうち所定の事項を労働者に対して明示する必要があります。そのために労働条件通知書の交付が必要となります。

本年4月から、明示すべき労働条件として、①就業場所の変更の範囲・業務内容の変更の範囲、②更新上限、③無期転換を申し込むことができる旨、④無期転換後の労働条件が加わりました。①は全ての雇用契約が対象で、②③④は有期雇用契約のみが対象（③④は無期転換申込権が発生する更新のみが対象）です。

①変更の範囲が明示すべき事項に加わったのは、勤務地等が限定された、いわゆる限定正社員の存在を念頭に置いたものです。

本年4月以降、新たに雇用契約を締結（有期雇用契約の更新を含みま

す。）する際には、改正に対応した様式の労働条件通知書などを使用する必要があります。

◆不動産の相続登記の義務化（本年4月1日）

所有者不明土地発生の予防のため、本年4月から、不動産の相続登記が義務化されました。

相続人は、不動産の相続を知った日から3年以内に、法務局へ相続登記を申請することが必要となりました。正当な理由がなく相続登記がなされない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

また、相続登記が未了であれば、本年4月より前に相続されたものも義務化の対象であり、2027年3月31日までに相続登記を申請する必要があります。すので、注意が必要です。

なお、相続登記の義務化にとり、相続人申告登記（取り急ぎ、自らが相続人の一人である旨の登記を単独で申請できる制度）も創設されています。

◆代表取締役等住所非表示措置の創設（本年10月1日）

株式会社等の法人登記において、代表取締役の住所が登記事項となつておりますので、登記事項明書や登記情報取得すれば、原則として誰でも、代表取締役個人の住所を知ることが可能です。

そこで、プライバシー保護の観点から、非表示措置を希望する旨の申出によって、登記事項明書や登記情報において、代表取締役の住所を非表示とできる制度が、本年10月から開始されます。ただし、次の点に留意が必要です。

・代表取締役の住所に関する登記申請が発生する場合（代表取締役の就任・住所変更等）に限り申し出ることができ、当該登記申請と同時に申し出ることが必要です。

・非表示となるのは、当該登記申請によって記録される住所に限られ、過去に記録された記載については非表示とはなりません。

・非表示となった場合も、住所について最小行政区画（例：東京都千代田区）までは表示されます。

セミナー動画配信予定のご案内

ハラスメントに関連するセミナーを、今後、動画配信させていただく予定です。詳細は個別にご案内いたしますので、ぜひお申込み頂けると幸いです。

事務局便り

ホームページリニューアル！

本年5月、弊所のホームページを全面的にリニューアルいたしました。より使いやすいホームページを目指して、デザインとページの構成を見直し、ご相談のご予約やお問い合わせは、メールフォームより簡単に行っていただくことができるようになりました。また、スマートフォンやタブレットでの表示に対応いたしましたので、デバイスを問わずにいつでもご覧いただけます。

現在、日頃ご愛顧いただいている皆様に向けて、当ホームページの会員サイトより、弊所の各種セミナーをご視聴いただくことができるよう準備中です。詳細は改めてご案内させていただきます。

これまで以上に、皆様に有益な情報をお伝えできるよう努めて参りますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



規模の大小を問わず、多くの企業のお客様が、弊所を顧問弁護士事務所としてご依頼くださっています。契約書や社内規則の作成・修正、コンプライアンスに関するご相談、訴訟、紛争対応など、ご遠慮なく、info@imazulaw.com 又は代表電話（☎03-5224-3235）へご連絡頂ければ幸いです。発行日: 令和6年7月26日 発行元: 弁護士法人今津法律事務所 所在地: 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル8階 当レターがご不要である方は、大変お忙しいところ恐れ入りますが、info@imazulaw.com へご連絡頂ければと存じます。